

公益社団法人山口県看護協会名誉会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人山口県看護協会（以下「本会」という。）定款第5条第2号に定める名誉会員に関して必要な事項を定めるものとする。

(名誉会員)

第2条 名誉会員は、本会の会員であり、本会会員歴30年以上、かつ、年齢が75歳以上の者で、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本会役員、委員及び支部役員、委員として、15年以上就任し、本会活動に貢献した者
- (2) 本会事業及び看護事業に顕著な功績のあった者
- (3) 公益社団法人日本看護協会名誉会員と認められた者

2 名誉会員は、理事の推薦により、理事会の決議を経て決定する。

(推薦手続)

第3条 理事は、前条第1項の各号の一に該当する者で名誉会員に推薦しようとするときは、事前に本人の承諾を得て、名誉会員推薦書（様式1）により、会長に推薦するものとする。

2 会長は、理事から推薦をうけた被推薦者を理事会に諮るものとする。

(顕 彰)

第4条 名誉会員には、総会において名誉会員証及び記念品を贈呈する。

(殊 遇)

第5条 名誉会員には、定款の定めるもののほか次の特典を付与する。

- (1) 行事への案内
 - イ 総会への招待
 - ロ その他理事会が必要と認めた行事の案内
- (2) 会費及び研修会参加費の免除
- (3) 協会ニュースの贈呈
- (4) 慶弔見舞い

(費用弁償)

第6条 前条第1号に係る交通費及び宿泊費は原則として支給しない。ただし、前条第1号イの総会への出席については、本会旅費規程により支給する。

(補 則)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(変 更)

第8条 この規程の変更は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成24年11月11日から施行する。
- 2 社団法人山口県看護協会名誉会員推薦規程は廃止する。

公益社団法人山口県看護協会名誉会員推薦書

| | | | | | | |
|---------------|-----------------------|-----|--------|-----------|----|--------|
| ふりがな 氏 名 | 大正 昭和 年 月 日生 () 歳 | | | | | |
| 現住所 〒 電話番号 | | | | | | |
| 看護業務従事年数 | | | | 勤務先 及び 役職 | | |
| 年 月～ | 年 月 | 年 月 | 年 月 | | | |
| 年 月～ | 年 月 | 年 月 | 年 月 | | | |
| 年 月～ | 年 月 | 年 月 | 年 月 | | | |
| 年 月～ | 年 月 | 年 月 | 年 月 | | | |
| 年 月～ | 年 月 | 年 月 | 年 月 | | | |
| 年 月～ | 年 月 | 年 月 | 年 月 | | | |
| 会員歴 | 年 月～ | 年 月 | 年 月 | 合計 年 月 | | |
| | 年 月～ | 年 月 | 年 月 | | | |
| | 年 月～ | 年 月 | 年 月 | | | |
| 協会役員・委員歴 | 山口県看護協会 | | | () 支部 | | |
| | 年月～年月 | 年月 | 役員・委員名 | 年月～年月 | 年月 | 役員・委員名 |
| | | | | | | |
| 推薦理由 | | | | | | |

上記の者を公益社団法人山口県看護協会名誉会員に関する規程に該当するものと認め推薦いたします。

(注1)：現住所等については、個人情報保護法に従って管理・保護し、本人への決定通知および総会への出席連絡や確認のためのみに使用する。

平成 年 月 日

公益社団法人山口県看護協会長 様

公益社団法人山口県看護協会 理事 氏名

(印)